

## 【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

### (1) 審議概観

第142回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発を図るため、特別自由貿易地域制度を創設し、専ら同地域内において製造業等を営む法人の所得について課税の特例を適用するとともに、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度の創設による課税の特例の適用、旅客が輸入品を携帯して沖縄から出域する場合の関税の払戻し等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、沖縄振興開発の理念と目的、特別自由貿易地域制度の概要、施行令の内容と法改正の実効性、基地を抱える沖縄の諸問題等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

#### 〔国政調査等〕

3月11日、小渕外務大臣、小里総務庁長官、鈴木沖縄開発庁長官から所信を聴取した。

4月6日、予算委員会から委嘱を受けた平成10年度総理府（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）及び沖縄振興開発金融公庫関係予算の審査を行い、ポスト第3次沖縄振興開発計画を含めた今後の沖縄振興に対する基本姿勢、沖縄県の地域経済としての自立、緊縮財政下における公共事業の在り方と沖縄関係予算、沖縄経済振興21世紀プランの策定が遅れている理由、新石垣空港建設問題、駐留軍用地跡地利用対策関連経費、北方四島交流事業の今後の拡充策、北方四島交流事業に使用する船舶の適正化等について質疑を行った。

5月15日、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査を行い、普天間飛行場の移転問題、在沖米軍基地の整理・縮小、SACO最終報告の実施状況、嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置、川奈における日ロ首脳非公式会談の評価、日ロ間の平和条約締結に向けての展開等について質疑を行った。

沖縄北方

### (2) 委員会経過

#### ○平成10年1月12日（月）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

#### ○平成10年3月11日（水）（第2回）

○平成10年度沖縄及び北方問題に関しての施策について小渕外務大臣、小里総務庁長官及び鈴木沖縄開発庁長官から所信を聴いた。

○平成10年3月27日（金）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案**（閣法第40号）（衆議院送付）について鈴木沖縄開発庁長官から趣旨説明を聴き、同国務大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。  
（閣法第40号） 賛成会派 自民、民友、公明、社民、共産、自由  
反対会派 なし  
なお、附帯決議を行った。

○平成10年4月6日（月）（第4回）

- 委嘱審査のため参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成10年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成10年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成10年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（総理府所管（総務庁（北方対策本部）、沖縄開発庁）及び沖縄振興開発金融公庫）について小里総務庁長官及び鈴木沖縄開発庁長官から説明を聴いた後、両長官、政府委員、総務庁、外務省、運輸省、環境庁、文化庁当局及び参考人沖縄振興開発金融公庫理事長塚越則男君に対し質疑を行った。  
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成10年5月15日（金）（第5回）

- 平成10年度沖縄及び北方問題に関するの施策に関する件について小渕外務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成10年6月17日（水）（第6回）

- 請願第3085号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
- 沖縄及び北方問題に関するの対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### (3) 成立議案の要旨・附帯決議

#### 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

##### 【要 旨】

本法律案は、依然として厳しい沖縄の社会経済情勢にかんがみ、沖縄の振興開発を図るため、特別自由貿易地域制度、情報通信産業振興地域制度及び観光振興地域制度を創設する等、特別の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 工業等開発地区における設備の新增設の場合の課税の特例

地区内において特定の機械、建物等を取等した者については、租税特別措置法で定

めるところにより、課税の特例措置を適用する。

## 2 情報通信産業振興地域制度の創設

- (1) 沖縄開発庁長官は、情報通信産業の振興を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域を情報通信産業振興地域として指定することができる。
- (2) 地域内において特定の機械、建物、構築物等を取得等した法人については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例措置を適用する。
- (3) 地方公共団体が、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合においては、それらの措置による減収額について地方交付税により補てんする。
- (4) 国及び地方公共団体は、地域内の情報通信産業の用に供する施設整備のために必要な資金の確保及び情報通信産業の振興を図るために必要な公共施設の整備の促進に努める。

## 3 観光振興地域制度の創設

- (1) 沖縄開発庁長官は、観光の振興を図るため観光関連施設の整備を特に促進することが必要とされる政令で定める要件を備えている地域を観光振興地域として指定することができる。
- (2) 地域内において特定の機械、建物、構築物等を取得等した法人については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例措置を適用する。
- (3) 地方公共団体が、事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除又は不均一課税を行った場合においては、それらの措置による減収額について地方交付税により補てんする。
- (4) 国及び地方公共団体は、地域内の観光関連施設整備のために必要な資金の確保及び観光の開発を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努める。

## 4 輸入品を携帯して出域する場合の関税の払戻し

沖縄から出域する旅客が個人的用途に供するため、指定された空港内の旅客ターミナル施設で購入する物品で沖縄以外の本邦の地域へ移出する場合には、関税暫定措置法で定めるところにより、当該物品についての関税の払戻しができる。

## 5 中小企業等に対する課税の特例

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法により都道府県知事の認定を受けた法人で、一定の事業を行うものが、認定に係る研究開発等事業計画に従って沖縄において機械、建物等を取得等した場合は、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例措置を適用する。

## 6 特別自由貿易地域制度の創設及び自由貿易地域制度の拡充

- (1) 沖縄開発庁長官は、政令で定める要件に該当する地域であって、企業の集積を促進すること等により、沖縄における産業及び貿易の振興に資するために必要とされる地域を特別自由貿易地域として指定することができる。
- (2) 自由貿易地域内における事業認定、総合保税地域等の許可、投資損失準備金、特別の法人の設置等の規定は、特別自由貿易地域においても適用する。
- (3) 特別自由貿易地域内において設立され、専ら当該地域内において製造業、倉庫業又はこん包業を営む法人で、従業員数が一定数以上であること等政令で定める要件に該

当する旨の沖縄開発庁長官の認定を受けた場合には、所得について租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例措置を適用する。

- (4) 自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の総合保税地域又は保税工場から輸入される外国貨物に係る関税については、関税暫定措置法で定めるところにより、特例措置を認める。
- (5) 国及び地方公共団体は、自由貿易地域又は特別自由貿易地域内の事業の用に供する施設の整備のために必要な資金の確保及び企業の立地を促進するために必要な公共施設の整備の促進に努める。

## 7 施行期日

この法律は、平成10年4月1日から施行する。ただし、4及び6の(4)については、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

- 1 施行令等実施細則の制定に当たっては、法改正の実効性が担保されるよう沖縄県並びに経済団体からの要望等にも特段の配慮を行うこと。
- 2 沖縄の振興開発を進めるに当たっては、引き続き、その自立的発展を促す施策の導入を図るとともに、各種の格差是正に努め、第3次沖縄振興開発計画の諸目標を達成するよう各般の施策を積極的に推進すること。  
また、北部地域の振興を始めとして、県土の均衡ある発展に努めること。
- 3 沖縄の厳しい雇用情勢に対処するため、地域の特性をいかした産業の振興策を強力に推進するとともに、雇用促進のための各種支援措置を活用し、雇用機会の確保・拡大に一層努めること。
- 4 返還が合意された米軍施設・区域については、地域の意向等を十分踏まえ、その早期実現に最大限の努力を払うとともに、跡地等の利用についても総合的かつ有効に活用されるための適切な措置を講ずるよう努めること。
- 5 米軍施設・区域の整理縮小の促進については、沖縄県民の意向を尊重し、あらゆる可能性を追求して最善の努力を傾注すること。
- 6 沖縄の基地問題が、県民の生活に及ぼす影響の重大性にかんがみ、在沖縄米軍の兵力構成を含む軍事態勢について継続的に米国政府と協議すること。  
また、在沖縄米軍の施設・区域及び演習等に関する情報について、引き続き、米国政府が提出するよう求めること。
- 7 いわゆる戦後処理問題及び生活環境の保全問題については、沖縄県民の心情に配慮し、その解決に向けて、より一層取り組むこと。  
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（1件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※40	沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	衆	10. 2. 13	10. 3. 25	10. 3. 27 可決 附帯決議	10. 3. 30 可決	10. 3. 13	10. 3. 18 可決 附帯決議	10. 3. 19 可決
○10. 3. 25 参本会議趣旨説明 ○10. 3. 13 衆本会議趣旨説明									